

## 【募集要項】前橋市そうじゃ児童クラブ・かつやま児童クラブ運営事業者の公募について

平成15年度及び平成18年度にそれぞれ公設の児童クラブとして整備されたそうじゃ児童クラブ・かつやま児童クラブについては、設立以来、地域の代表者等で構成される地域運営委員会が運営に当たってきましたが、それぞれの地域運営委員会が令和2年度末をもって解散することから、令和3年度からそうじゃ児童クラブ（総社小校舎内）及びかつやま児童クラブ（勝山小校庭内）を運営する事業者（受託希望法人）を公募します。受託を希望する法人・団体は、以下に記載した事項に基づき申請に必要な書類を添付のうえ申請してください。

### 1 委託業務名

前橋市そうじゃ児童クラブ・かつやま児童クラブ運営業務

### 2 委託目的

民間の持つ知識や人材を活用し多様なニーズに対応した放課後児童健全育成事業を実施することを目的として「前橋市そうじゃ児童クラブ」及び「前橋市かつやま児童クラブ」の運営業務を委託する。

### 3 事業概要

保護者が就労等で昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後や学校の長期休業日等に家庭に代わり児童の育成・指導に資するため、遊びを主とする健全育成活動を行う児童クラブの運営を行う。

### 4 委託期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで  
1年ごとの契約を基本とし、更新も可能とする。

### 5 業務内容

委託業務内容は「前橋市そうじゃ児童クラブ・かつやま児童クラブ運営業務委託仕様書」のとおり。

### 6 業務委託料

放課後児童健全育成事業等国庫補助の基準額に準じて算出した金額とする。

### 7 選考方法

選考にあたっては、一次審査（書類選考）及び二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）を行い、総合的に審査し事業者を決定する。

### 8 応募資格要件

応募事業者は、次の要件を満たす業者とする。

- (1) 前橋市内に事務所（事業所）を有すること。
- (2) 学校法人、社会福祉法人又は放課後児童健全育成事業を実施する一般社団法人、一般財団法人、

公益社団法人、公益財団法人若しくは特定非営利活動法人（子どもの健全育成を図ることを目的とした活動を行う団体）であること。

- (3) 児童クラブを運営するための資金計画や事業計画が確実であり、受託事業を継続して行うことが確実に見込まれること。
- (4) 本市の児童福祉行政を理解し、運営において積極的に協力できる事業者であること。
- (5) 令和3年4月1日からの運営開始が可能であること。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員でないこと。

## 9 提出書類

応募事業者は、次の書類を提出すること。

- (1) 前橋市そうじゃ児童クラブ・かつやま児童クラブ運營業務受託申請書（様式第1号）
- (2) 前橋市そうじゃ児童クラブ運営事業企画書（様式第2号）  
前橋市かつやま児童クラブ運営事業企画書（様式第2号）
- (3) 法人登記事項証明書（申請日前3か月以内に発行したもの）
- (4) 団体の定款、寄附行為、規約その他これらに相当する書類
- (5) 収支予算書（参考様式あり）
- (6) 前事業年度の収支（損益）計算書又はこれらに相当する書類（既に財産的取引活動をしている団体のみ）
- (7) 前事業年度の収支予算書及び財産目録又はこれらに相当する書類
- (8) 団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類
- (9) 法人の概要（任意様式）

\* (1) 及び (3) は正本1部、(2) 及び (4) ～ (9) は正本1部、副本4部（複写可）

## 10 募集要項の配布及び質問票の受付

### (1) 配布期間

令和2年8月11日（火）～ 同年9月4日（金） 午前8時30分～午後5時15分  
（配布場所）前橋市保健センター2階 子育て施設課

\* 応募希望者は事前に子育て施設課あて連絡をしてください。

### (2) 質問票の受付及び回答

- ①受付期間 令和2年8月11日（火）～同年8月28日（金）
- ②受付方法 質問票に必要事項を記載のうえFAX又は文書により提出すること。
- ③提出先 申請書類の提出先に同じ。
- ④回答期日 令和2年9月4日（金）まで
- ⑤回答方法 全応募希望者あてにFAX又は電子メールで回答する。

## 11 提出先及び提出方法

- (1) 提出先 〒371-0014  
前橋市朝日町三丁目36番17号  
前橋市子育て施設課施設指導係（前橋市保健センター2階）
- (2) 提出方法 子育て施設課あて直接提出してください。

## 12 応募期限

令和2年9月9日（水）

## 13 その他

- (1) 提出する書類は、原則A4版で作成してください。また、提出された書類は返却いたしません。
- (2) 応募に関し必要な費用は応募者の負担とします。
- (3) 市は提出された書類について、情報公開請求があった場合は、前橋市情報公開条例に基づき個人情報を除いて公開することとします。なお、選定された団体の事業企画書と収支予算書は公開とします。
- (4) 提出書類の内容により、追加資料を提出していただくことがあります。

## 14 申請から事業者決定までの日程

募集要項等の配布	令和2年8月11日（火）～ 9月4日（金）
質問票の受付	令和2年8月28日（金）までに提出
申請書類の受付	令和2年8月11日（火）～ 9月9日（水）
一次審査（書類選考）	令和2年9月中旬～9月下旬（予定）
二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）	令和2年9月下旬～10月上旬（予定）
事業者の決定	令和2年9月下旬～10月上旬（予定）

## 15 問い合わせ先

前橋市福祉部子育て施設課 施設指導係

〒371-0014

前橋市朝日町三丁目36番17号

（電話）027-220-5706（直通）

（FAX）027-243-6474

（Eメールアドレス） [hoiku@city.maebashi.gunma.jp](mailto:hoiku@city.maebashi.gunma.jp)